

介護保険住宅改修等の受領委任払い制度に係る取扱いについて

山武市

山武市介護保険制度における福祉用具購入費及び住宅改修費の支給に係る受領委任払いに関する要綱第3条の規定による受領委任払いの取扱いについては、「受領委任払い契約書」に基づき、関係法令等を遵守してください。

① 申請手続き

【福祉用具購入】

申請時の必要書類

- ☐ 介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書(受領委任払用)
- ☐ 領収書
- ☐ 山武市長宛の請求書(保険適用分)
- ☐ パンフレットの写し

【住宅改修】

事前申請時の必要書類

- ☐ 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書(受領委任払用)
- ☐ 住宅改修が必要な理由書
- ☐ 見積書(宛名は被保険者氏名)
- ☐ 完成予定の状態がわかるもの(日付入り改修前写真、改修場所のわかる図面等)
- ☐ 住宅所有者の承諾書(申請者が住宅の所有者の場合は不要)

事後申請時の必要書類

- ☐ 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書(受領委任払用)の写し
- ☐ 領収書(宛名は被保険者氏名)
- ☐ 工事費内訳書(事前申請の金額と変更があった場合のみ)
- ☐ 山武市長宛の請求書(保険適用分)
- ☐ 完成後の状態がわかるもの(日付入り改修後写真等)

(注) 写真は必ず撮影日がわかるようにし、改修部分だけではなく少し離れた位置から全体を写すなど、改修箇所が把握できるように工夫してください。

また、完成後の状態を確認できる書類として改修前後の写真が必要なため、同じアングルで撮影してください。

なお、踏み台やスロープを固定する場合は、固定部分の拡大写真も別個に撮影してください。

申請者が入院中の住宅改修の案件については、原則退院日以降の改修工事とします。ただし、医師等の指示により在宅での生活に支障がでる場合は個別に相談に応じますのでご相談ください。

② 振込について

申請月の翌月25日(休日の場合は翌日)に指定の口座に振り込みます。